

I. 事実の概要

XとYは新聞専売所で働いていた。XはYからYが集金した現金17万円が在中している本件かばんを預かっていてくださいと頼まれ、渡された。本件かばんは、施錠はされていなかったが、上蓋と中のチャックは閉まっていて上蓋には止め金もかけられていた。XはYが外出してまもなく、本件かばんの上蓋及び中のチャックを開け、現金17万円を抜き取って専売所から逃走した。

YはP株式会社加盟店のQガソリンスタンドへ行き、ガソリンを給油することにした。そして、その際P会社発行のクレジットカードを提示しようとしたが、間違っ、父親Cのクレジットカードを持ってきていたことに気づいた。しかしYは、これなら自分がカードの利用代金を支払う必要はないと考え、カードの支払う意思がなかったにもかかわらず、これをあるかのように装って、そのままカードを使用し、約6000円相当のガソリンの給油を受けた。

II. 問題の所在

1. 封緘(ふうかん)され委託された包装物の中身について委託者の占有が及び、それを領得する行為に対し窃盗罪が成立するか
2. 本件でYは父親Cのクレジットカードを使い、支払いの意思はないが、これをあるように装って、約6000円相当のガソリンの給油を受けている。かかる行為に加盟店に対する詐欺罪(246条1項)が成立するか。他人名義のクレジットカードを使う行為が欺罔行為にあたるか問題となる。
3. 加盟店の店員はYの欺罔行為により錯誤に陥り財物(ガソリン)を交付しているが、Cから払込があることが予想され、対価を得ることが出来、財産上の損害を被らないようにも思える。そこで詐欺罪が成立するか、財産上の損害の要否及び財産上の損害の意義が問題となる。

III. 学説の状況

1. 封緘委託物に委託者の占有が及ぶかについて

甲説：二分説¹

包装物全体の占有は受託者に帰属しているが、中身は委託者に帰属するという説

乙説：窃盗罪説²

包装物全体と中身とを分けずに全体につきその占有は委託者に帰属するという説

丙説：横領罪説³

包装物の中身も含め占有は受託者に帰属するという説

2. 他人名義のクレジットカードの不正使用について

α説：積極説⁴

名義人の承諾の有無にかかわらず、名義の偽りのみで、欺罔行為にあたるとする説

β説：限定的積極説⁵

¹大谷實『刑法講義各論(新版第2版)』成文堂[2007]201頁
前田雅英『刑法各論講義(第4版)』東京大学出版会[2007]210頁

²団藤重光『刑法綱要各論(第3版)』創文社[1999]570頁
大塚仁『刑法概説(各論)(第3版増補版)』有斐閣[2005]189頁

³林幹人『刑法各論(第2版)』東京大学出版会[2007]188頁

⁴片岡聡「クレジットカードと犯罪」捜査研究34巻9号11頁

⁵平井義丸『消費者信用をめぐる犯罪の実態と問題点について』法務研究報告書第74集第1号56頁

原則的に、名義を偽る行為は欺罔行為にあたるが、本人と同視し得る者が名義人の場合には、例外的に欺罔行為にあたらないとする説

γ説：消極説⁶

名義人の承諾(黙示の承諾も含む)があれば、欺罔行為にあたらないとする説

3.財産上の損害の要否及び財産上の損害の意義について

A説：個別財産説

A-1説：形式的個別財産説⁷

詐欺罪の法益侵害は個々の占有ないし財産上の利益の喪失であるとする説。

A-2説：実質的個別財産説⁸

交付ないし処分行為の前後において被害者の財産状態に変化が生じた場合に財産上の損害が生じたとする説

B説：全体財産説⁹

失った金銭と得た財物の経済的価値が等しい以上、損害は発生していないものとする説

IV.判例

1.封緘委託物に委託者の占有が及ぶかについて

最高裁 昭和32年4月25日

<事実の概要>

他人から縄かぎで梱包した行李を預かり保管中にその中にある衣類等を領得した事例

<判旨>

「所有者たる他人は行李在中の衣類に対しその所持を失うものではないから、被告人が…梱包を解き右行李から衣類を取り出したときは、衣類の窃盗罪を構成」すると判断した

2.他人名義のクレジットカードの不正使用について

東京高裁平成3年12月26日

<事実の概要>

被告人が同棲している女性のクレジットカードを持ち出し、支払いの意思なく、同女のように装って、当該クレジットカードを使用し、財物を交付させた行為につき、加盟店に対する、欺罔行為が認められ詐欺罪が成立した事例

<判旨>

「クレジットカード制度はカード名義人に対する個別的な信用に一定限度内の信用を供与することが根幹」となっていて、「カード会員となった以上、支払いの意思、能力を有することが当然の前提」とされている。したがって、「カード名義人を偽り自己がカード使用の正当な権限を有するかのように装う行為はまさに欺罔行為そのものというべき」として詐欺罪の成立を認めた。

V.学説の検討

1.封緘委託物に委託者の占有が及ぶかについて

(1) まず、乙説は封緘物全体を現に支配しているという事実を無視する事になるので妥当でなく採用しえない。

⁶山中敬一『法学セミナー』455号 127頁

⁷前掲 団藤重光 619頁

⁸西田典之『刑法各論〔第5版〕』弘文堂[2010]198頁

⁹山口厚『問題探求 刑法各論』有斐閣[1999]163頁

(2) 次に丙説は封緘物はその中身についてもその占有が受託者の下にあるので、それを受託者が領得する行為は占有の侵害はなく横領罪が成立するというものである。

封緘物の占有についてこのように解することは封緘物が封緘されているという事実を無視するものであり妥当でなく、旅館の丹前に対する占有が認められる以上、封や鍵を掛けた場合には中身の占有は預けた者にあると言わざるを得ず採用しえない。

(3) 思うに封緘により内容を披見されることが禁じられている以上、内容に対する事実上の支配は、受託者を手段として委託者側に留保されているとみるべきである。

そこで包装物全体の占有は受託者に帰属しているが、中身は委託者に帰属するという甲説(二分説)が妥当である。

2. 他人名義のクレジットカードの不正使用について

(1) まず、γ説(消極説)について検討する。

かかる見解は、名義人本人の承諾があれば、欺罔行為にあたらぬとする。しかし、クレジットカードシステムでは、カード名義人の個別的な信用を基礎として担保的措置も講ずることなく一定限度内の信用を供与することが根幹となっている。それゆえ、本人以外の利用は許さず、譲渡、貸与、質入等を禁止し、加盟店に対し名義人と同一性の確認義務を負わせ、名義人本人でないものにカード利用を許容するなどした加盟店の違反行為については民事的な制裁が定められている。

このようなシステムからすると、加盟店は、名義人本人が使用を承諾している等の事情を確認できたとしても、名義人本人でない者の利用を許すべきではない。

したがって、γ説は妥当でない。

(2) 次にβ説(限定積極説)について検討する。

かかる見解は、名義人が本人と同視し得る者の場合に例外的に欺罔行為にあたらぬとする。

しかし、カードシステム運営の実態上名義人本人と同視し得る者とはいったいどの範囲の者をいうのか不明確である。

したがって、β説も妥当でない。

(3) 上記の通り、名義人の同一性はカード利用の極めて重要な要素であると考ええる。

そうだとすれば、名義人本人と偽る行為は名義人の承諾の有無にかかわらず、加盟店に対する詐欺罪を構成するといえる。

したがって、検察側は、α説(積極説)を採用する。

3. 財産上の損害の要否及び財産上の損害の意義について

(1) まず、B説(全体財産説)は、詐欺罪が刑法典上基本的に窃盗罪と同じ奪取罪として規定されているにもかかわらず、相当対価を置いた上で財物を窃取した場合に窃盗罪が成立することと整合せず、論理上不当である。

したがってB説も採りえない。

(2) そこで検察側はA説を採用する。

そして、A-2説(実質的個別財産説)は被害者の財産状態の変化が生じたことを基準とするが、かかる判断基準は被害者の意思などを実質的に考慮することになり、基準として、画一的でなく、妥当でない。

詐欺罪の財産的損害は刑法典上個別財産の現象と捕らえるべきであり、基準は画一的なものであるべきである。

そこで、詐欺罪の財産的損害は交付自体にあるものとするのが妥当である。

(3) したがって、検察側はA-1説(形式的個別財産説)を採用する。

VI. 本問の検討

第1 Xの罪責について

1. XがYから預かったカバンから現金17万円を抜き取った行為につき窃盗罪(235条)が成立しないか。
かかる行為は「他人の財物」である集金代金17万円を抜き出しているため窃盗罪が成立するように思える。
もっともXは本件カバンをYから預かっており、自己の占有下のあるとも思える。そこでYの占有を侵害したとはいえず、窃盗罪が成立しないのではないか。
この点、XはYから集金カバンを預かっているが、その在中物たる現金は新聞社にYが返還する事が予定されていたことから、それを取り出すことは禁じられていたといえるので本件現金は封緘物にあたるといえる。
そして検察側は、封緘物の占有の帰属について甲説を採用するところ、本件カバンの中にある現金17万の占有は未だYの下にあるといえる。
そうであるなら、本件におけるXがかばんから17万円を抜き出し逃走した行為は、占有者たるYの意思に反して財物に対する占有者の占有を排除し、目的物を自己の占有に移したといえるので「他人の財物を窃取した」といえる。
2. よって窃盗罪が成立する。

第2 Yに罪責について

1. 本件のYが他人名義のクレジットカードを用いて、ガソリンの給油を受けた行為につき、詐欺罪(246条1項)が成立しないか。
 - (1) Yは父親Cのクレジットカードを使い、自らが名義人本人であるかのように偽っているが、これが欺罔行為といえるか問題となる。
この点、検察側はα説(積極説)を採用する。
そして、本件でYは、名義人である父親Cのクレジットカードを、本人Cであると偽っている。かかる行為は、欺罔行為にあたる。
 - (2) 次に加盟店の店員は、Yの欺罔行為によってYを名義人本人と思い込んでいるので、錯誤がある。
 - (3) さらに加盟店の店員は、上記の錯誤に基づいて、約6000円相当のガソリンである財物をYに給油している。
 - (4) もっとも、加盟店はCからの払込が予想されることから財産上の損害がないようにも思えるが、検察側はB-1説を採用する。
そして、本文ではYに対し約6000円相当のガソリンそれ自体の占有が移転している以上、財産上の損害が認められる。
 - (5) また以上の行為はすべて相当因果関係で包摂されている。
2. よって、Yの行為には詐欺罪(246条1項)が成立する。
3. 次に、Yは売上票に署名し、加盟店に提出していると考えられる。この点につき、署名という「事実証明」に関する「文書」を「他人の署名を使用して」、行使の目的で偽造しているため、私文書偽造罪(159条1項)及び、同行使罪(161条1項)が成立する。
4. 以上より、Yの行為には詐欺罪、私文書偽造罪、同行使罪が成立し、後二者が目的と手段の関係にあるので牽連犯(54条1項後段)となり、詐欺罪とも牽連犯(54条1項後段)となる。

VII. 結論

Xは窃盗罪(235条)の罪責を負う。

Yの行為には詐欺罪(246条1項)、私文書偽造罪(159条1項)、同行使罪(161条1項)が成立し、後二者が目的と手段の関係にあるので牽連犯(54条1項後段)となり、詐欺罪と牽連犯(54条1項後段)となり、その罪責を負う。

以上